

議案第 17 号
議決第 号

始良市給水条例の一部を改正する条例の件

始良市給水条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市給水条例の一部を改正する条例

始良市給水条例（平成22年始良市条例第223号）の一部を次のように改正する。
第38条第2項ただし書並びに第43条第1号及び第2号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。